

第84期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2022年10月15日（土曜日）
午前10時

開催場所 東京都中央区日本橋
茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館 8階 801号室

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する
対応策（買収防衛策）更新の件

新型コロナウイルス感染予防措置に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の予防のため、会場に制限がございます。株主の皆様におかれましては、書面又はインターネット等により事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場につきましてはご無理のないように、よろしくお願い申し上げます。

当日ご出席の株主様へのお土産は取りやめとさせていただきますので、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

株主総会当日までの感染拡大の状況等により、株主総会の開催及び運営に関して大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

(URL : <https://www.uchida.co.jp/company/ir/>)



株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第84期定時株主総会を2022年10月15日（土曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主総会の議案及び第84期の事業概要等につきご説明申し上げますので、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

2022年9月

代表取締役社長

大久保昇



目次

第84期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役9名選任の件	8
第4号議案 監査役1名選任の件	15
第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する 対応策（買収防衛策）更新の件	16
事業報告	44
連結計算書類	67
計算書類	70
監査報告書	73

株 主 各 位

証券コード 8057

2022年9月27日

東京都中央区新川二丁目4番7号

株式 内田洋行
会社

代表取締役社長 大久保 昇

第84期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第84期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当社は、第84期定時株主総会の開催にあたり、新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、適切な感染防止対策を講じたうえで、縮小した規模で開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。書面又はインターネット等により事前に議決権をご行使いただき、当日のご来場につきましては、ご無理のないようご検討のほどよろしくお願い申し上げます。書面又はインターネット等による議決権行使につきましては、後述の「議決権行使についてのご案内」（3～4頁）に従って2022年10月14日（金曜日）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年10月15日（土曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館 8階 801号室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

- 3. 目的事項 報告事項**
1. 第84期（2021年7月21日から2022年7月20日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第84期（2021年7月21日から2022年7月20日まで）計算書類報告の件

決議事項	第1号議案	剰余金の処分の件
	第2号議案	定款一部変更の件
	第3号議案	取締役9名選任の件
	第4号議案	監査役1名選任の件
	第5号議案	当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

- 4. 招集にあたっての
決定事項**
- (1) 議決権行使書の郵送とインターネット等による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効とさせていただきます。
 - (2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 当社は、法令及び定款第15条の規定に基づき、添付書類のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.uchida.co.jp/>) に掲載しておりますので、本株主総会の添付書類には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」なお、添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役がそれぞれ会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類について、修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.uchida.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

ご 推 奨

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を株主総会当日、会場受付にご提出ください。

※ご来場いただいても、ご入場をお断りさせていただきます場合がございます。

株主総会開催日時

2022年10月15日(土)
午前10時

書 面



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2022年10月14日(金)
午後5時15分までに到着

インターネット等



当社指定の議決権行使サイト
(<https://www.web54.net>)
にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご参照ください。

行使期限

2022年10月14日(金)
午後5時15分までに行使

インターネット等により議決権を行使される場合の注意点

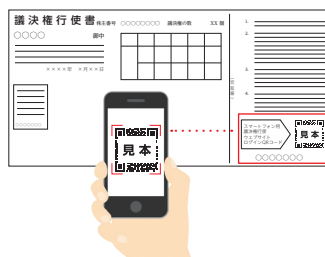
- 同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金は株主様のご負担となります。
- 議決権行使書の郵送とインターネット等による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効とさせていただきます。
- インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

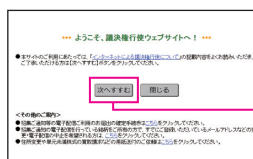
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

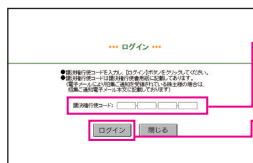
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



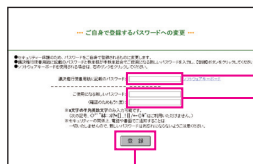
「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
☎ : 0120-652-031 (受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、長期的かつ総合的な株主価値の向上を図るため、健全なる持続的成長を目指します。株主様への還元につきましては、安定的な配当を前提に「財務基盤の充実」と「中長期的な会社の経営戦略の実現に向けた投資」とのバランスをとりながら、より一層の充実を目指すことを基本方針としております。

この基本方針を踏まえつつ、当期の年間配当金につきましては、普通配当として1株当たり110円を予定しておりましたが、計画を大きく上回る利益計上となったことからこれを引き上げ、1株当たり140円とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金140円 総額1,376,939,620円

(うち普通配当140円)

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年10月18日

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定め、また当該電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）を新設するものであります。
- (2) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示およびみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (3) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示およびみなし提供） 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告または監査報告を含む。）に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>（削 除）</p>
<p>（新 設）</p>	<p>第15条（電子提供措置等） 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>附則</p> <p><u>第1条 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示およびみなし提供) は、なお効力を有する。</p> <p>2 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後をもってこれを削除する。</p>

第3号議案

取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、現任取締役全員（9名）が任期満了となりますので、取締役9名の選任を願いたく、次のとおり候補者を推薦いたします。

候補者 番号	氏名	当社における現在の地位及び担当	
1	おおくぼ 大久保 昇	代表取締役社長	再任
2	きくちまさお 菊池政男	取締役専務執行役員地域施設統括 兼 教育施設事業部長 兼 広域地域事業部長	再任
3	みやむらとよつぐ 宮村豊嗣	取締役専務執行役員公共ICT統括 兼 教育ICT事業部長	再任
4	はやしとしじ 林敏寿	取締役常務執行役員財務グループ統括 兼 グループ経営推進部長	再任
5	しらかたあきお 白方昭夫	取締役常務執行役員ICTエンジニア統括 兼 システムズエンジニアリング事業部長	再任
6	こやなぎさとし 小柳諭司	取締役上席執行役員営業グループ統括	再任
7	ひろせひでのり 廣瀬秀徳	社外取締役	再任 社外 独立役員
8	たけまたくにはる 竹股邦治	社外取締役	再任 社外 独立役員
9	いまじょうけいじ 今庄啓二	社外取締役	再任 社外 独立役員

候補者番号

1

おおくぼのぼる
大久保 昇

再任

(1954年7月1日生)

所有する
当社株式の数
36,259株当期における
取締役会出席回数
15/15回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 3月 当社入社
 2003年10月 当社取締役教育システム事業部長
 2005年 7月 当社常務取締役マーケティング本部副本部長 兼 教育システム事業部長
 2008年 7月 当社取締役専務執行役員マーケティング本部部長 兼 営業本部教育システム事業部長
 2010年 7月 当社取締役専務執行役員公共事業本部長
 2013年 7月 当社取締役専務執行役員営業統括本部長
 2014年 7月 当社代表取締役社長 (現任)

取締役候補者とした理由

大久保昇氏は、当社の代表取締役社長として業績の回復と向上に実績を上げるとともに、当社グループ経営に掲げる目標の達成に向け、強いリーダーシップを発揮し、その職責を果たしております。このように同氏は、会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、識見などから適任であると考えております。

候補者番号

2

きくち まさお
菊池 政男

再任

(1957年8月11日生)

所有する
当社株式の数
12,259株当期における
取締役会出席回数
15/15回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 当社入社
 2007年 7月 当社執行役員教育システム事業部東日本機器営業部長
 2008年 7月 当社執行役員教育システム事業部施設設備営業部長
 2013年 7月 当社執行役員営業統括本部公共本部教育施設事業部長
 2015年 7月 当社上席執行役員営業本部教育施設事業部長
 2016年10月 当社取締役執行役員営業本部教育施設事業部長
 2018年 7月 当社取締役執行役員教育施設事業部長 兼 北日本地域事業部長
 2019年 7月 当社取締役常務執行役員教育施設事業部長 兼 東日本地域事業部長
 2020年 7月 当社取締役常務執行役員教育施設事業部長 兼 広域地域事業部長
 2021年 7月 当社取締役専務執行役員地域施設統括 兼 教育施設事業部長 兼 広域地域事業部長 (現任)

取締役候補者とした理由

菊池政男氏は、主として環境構築分野の営業に従事し、現在は地域施設統括 兼 教育施設事業部長 兼 広域地域事業部長として、公共・学校施設を中心に多大な業績を上げるなど、その職責を果たしております。このように同氏は、環境構築分野の営業を中心に会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、識見などから適任であると考えております。

候補者番号

3

みやむら

宮村

とよつぐ

豊嗣

再任

(1957年8月27日生)

所有する
当社株式の数

13,499株

当期における
取締役会出席回数

15/15回
(100%)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 当社入社
2011年 7月 当社執行役員公共本部教育ICT・環境ソリューション事業部ICT東日本営業部長
2013年 7月 当社執行役員営業統括本部公共本部教育ICT事業部長
2015年 7月 当社上席執行役員営業本部教育ICT事業部長
2018年10月 当社取締役上席執行役員教育ICT事業部長
2019年 7月 当社取締役常務執行役員教育ICT事業部長
2021年 7月 当社取締役専務執行役員公共ICT統括 兼 教育ICT事業部長 (現任)

取締役候補者とした理由

宮村豊嗣氏は、主としてICT分野の営業に従事し、現在は公共ICT統括 兼 教育ICT事業部長として、自治体や学校のICT案件を中心に多大な業績を上げるなど、その職責を果たしております。このように同氏は、ICT分野の営業を中心に会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、識見などから適任であると考えております。

候補者番号

4

はやし

林

としじ

敏寿

再任

(1959年6月5日生)

所有する
当社株式の数

11,432株

当期における
取締役会出席回数

15/15回
(100%)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社
2013年 7月 当社執行役員経営企画部長
2015年 7月 当社執行役員経営管理本部副本部長 兼 グループ経営推進部長
2016年10月 当社取締役執行役員経営管理本部副本部長 兼 グループ経営推進部長
2018年10月 当社取締役上席執行役員経営管理グループ副統括 兼 グループ経営推進部長
2020年 7月 当社取締役上席執行役員財務・経理グループ統括 兼 グループ経営推進部長
2021年 7月 当社取締役上席執行役員財務グループ統括 兼 グループ経営推進部長
2021年10月 当社取締役常務執行役員財務グループ統括 兼 グループ経営推進部長 (現任)

(重要な兼職の状況)

内田洋行グローバルリミテッド代表取締役総経理

取締役候補者とした理由

林敏寿氏は、主として経理・財務業務に従事し、現在は財務グループ統括 兼 グループ経営推進部長として、財務ならびにグループ経営管理の推進に向け、その職責を果たしております。このように同氏は、財務面を中心に会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、識見などから適任であると考えております。

候補者番号

5

しらかた
白方あき お
昭夫

再任

(1957年9月29日生)

所有する
当社株式の数
4,500株当期における
取締役会出席回数
11/11回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 当社入社
 2016年 7月 当社執行役員営業本部メジャーアカウント&パブリックシステムサポート事業部長
 2018年 7月 当社上席執行役員システムズエンジニアリング事業部長
 2021年 7月 当社上席執行役員ICTエンジニア統括 兼 システムズエンジニアリング事業部長
 2021年10月 当社取締役常務執行役員ICTエンジニア統括 兼 システムズエンジニアリング事業部長
 (現任)

取締役候補者とした理由

白方昭夫氏は、主として民間・公共のSE業務に従事し、現在はICTエンジニア統括 兼 システムズエンジニアリング事業部長として、エンジニアの育成とSE業務の円滑な運営に向け、その職責を果たしております。このように同氏は、システム全般を中心に会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、識見などから適任であると考えております。

候補者番号

6

こやなぎ
小柳さと し
諭司

再任

(1960年4月27日生)

所有する
当社株式の数
8,732株当期における
取締役会出席回数
15/15回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社
 2015年 7月 当社執行役員営業本部営業グループ副統括 兼 経営管理本部経営企画部長
 2017年10月 当社上席執行役員営業本部営業グループ副統括 兼 経営企画統括部長
 2018年10月 当社取締役上席執行役員営業グループ統括 兼 経営企画統括部長
 2020年 7月 当社取締役上席執行役員営業グループ統括 (現任)

取締役候補者とした理由

小柳諭司氏は、主として製品設計や事業企画等の業務に従事し、現在は営業グループ統括として、当社グループの事業の効率化等に向け、その職責を果たしております。このように同氏は、企画面を中心に会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、識見などから適任であると考えております。

候補者番号

7

ひろせ ひでのり
廣瀬 秀徳

再任 社外 独立役員

(1945年6月11日生)

所有する
当社株式の数
1,200株

当期における
取締役会出席回数
15/15回
(100%)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1968年 3月 株式会社西友入社
1989年 5月 同社取締役
1999年 5月 株式会社ファミリーマート取締役
2003年 6月 寺田倉庫株式会社代表取締役社長
2012年10月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

廣瀬秀徳氏は、西友グループの取締役や寺田倉庫株式会社の代表取締役社長等を歴任し、社外取締役として当社の経営に対する監督と助言をいただくうえで、経営上求められる判断力、識見を有し、適任であると考えております。同氏には、他業界における経営管理経験を生かし、実践的な視点での確かな助言をいただくこと、また業務執行に対する監督の役割を果たしていただくことを期待しております。

候補者番号

8

たけまた くにはる
竹股 邦治

再任 社外 独立役員

(1954年9月29日生)

所有する
当社株式の数
900株

当期における
取締役会出席回数
15/15回
(100%)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 4月 電源開発株式会社入社
2006年 6月 同社執行役員事業企画部長
2007年 6月 同社常務執行役員経営企画部長
2009年 6月 同社取締役
2012年 6月 同社取締役常務執行役員
2016年10月 当社社外取締役（現任）
2017年 6月 イーレックス株式会社社外取締役
2018年 6月 同社常務取締役
2021年 6月 同社相談役（現任）

(重要な兼職の状況)
イーレックス株式会社相談役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

竹股邦治氏は、電源開発株式会社の取締役常務執行役員等を歴任し、その後、イーレックス株式会社の常務取締役を務めるなど、社外取締役として当社の経営に対する監督と助言をいただくうえで、経営上求められる判断力、識見を有し、適任であると考えております。同氏には、他業界における経営管理経験を生かし、実践的な視点での確かな提言をいただくこと、また業務執行に対する監督の役割を果たしていただくことを期待しております。

候補者番号

9

いまじょう

今庄

けいじ

啓二

再任

社外

独立役員

所有する
当社株式の数

500株

当期における
取締役会出席回数15/15回
(100%)

(1961年8月5日生)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月 鐘淵化学工業株式会社（現株式会社カネカ）入社
 2001年 1月 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社入社
 2011年 6月 同社代表取締役社長
 2016年 1月 同社代表取締役会長
 2016年 6月 同社取締役会長
 2017年 7月 JOHNNAN株式会社社外取締役（現任）
 2018年12月 大阪油化工業株式会社社外取締役（現任）
 2019年10月 当社社外取締役（現任）

(重要な兼職の状況)

JOHNNAN株式会社社外取締役
 大阪油化工業株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

今庄啓二氏は、鐘淵化学工業株式会社（現株式会社カネカ）で新製品開発等に従事し、その後、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社で代表取締役社長等を歴任されるなど、社外取締役として当社の経営に対する監督と助言をいただくうえで、経営上求められる判断力、識見を有し、適任であると考えております。同氏には、他業界における経営管理経験を生かし、実践的な視点での的確な提言をいただくこと、また業務執行に対する監督の役割を果たしていただくことを期待しております。

- (注) 1. 林敏寿氏は内田洋行グローバルリミテッドの代表取締役総経理を兼務し、当社は同社との間に什器備品の販売・輸出入等の取引関係があります。その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 廣瀬秀徳、竹股邦治及び今庄啓二の各氏は社外取締役候補者であります。
3. 廣瀬秀徳氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって10年、竹股邦治氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年、今庄啓二氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
4. 当社は、廣瀬秀徳、竹股邦治及び今庄啓二の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該限定契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度としており、各氏の選任が承認された場合、各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、当社取締役を含む被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不法行為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、廣瀬秀徳、竹股邦治及び今庄啓二の各氏を東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届け出ており、各氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員に指定する予定であります。

<ご参考>

当社取締役のスキル・マトリックス

第3号議案をご承認いただいた場合の各取締役が有している能力、経験は次のとおりであります。

		経営			その他の経験・実績・見識					
役職	氏名	経営	財務会計	総務人事	公共市場	民間市場	ICT	環境構築	マーケティング企画	テクノロジー/製造
代表取締役	大久保 昇	○	○	○	○	○	○	○	○	○
取締役	菊池 政男	○			○			○		
取締役	宮村 豊嗣	○			○	○	○			
取締役	林 敏寿	○	○							
取締役	白方 昭夫	○			○	○	○			○
取締役	小柳 諭司	○			○	○	○		○	○
社外取締役	廣瀬 秀徳	○	○	○		○			○	
社外取締役	竹股 邦治	○	○	○	○	○			○	
社外取締役	今庄 啓二	○	○	○		○			○	○

取締役の選任に関する方針と手続

取締役候補の指名に当たっては、候補者自身の経験、知識、専門性、見識等の観点と、取締役会全体の多様性などバランスの取れた構成となるよう配慮して候補者を指名しております。また、取締役の選任は、独立社外取締役が過半数を構成する指名委員会で協議・検討し、取締役会に答申され、取締役会での議論を踏まえて決定しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役高井尚一郎氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任を願いたく、次のとおり候補者を推薦いたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

たか い しょういちろう

高井 尚一郎

再任

(1955年3月6日生)

所有する 当社株式の数	当期における 取締役会出席回数	当期における 監査役会出席回数
7,400株	15/15回 (100%)	11/11回 (100%)



略歴、地位及び重要な兼職の状況

1978年 3月	当社入社
2013年 7月	当社執行役員営業統括本部公共本部副本部長 兼 業務統括部長
2013年10月	当社取締役執行役員営業統括本部公共本部副本部長 兼 業務統括部長
2014年 7月	当社取締役執行役員公共本部長
2015年 7月	当社取締役常務執行役員営業本部副本部長 兼 営業グループ統括
2018年 7月	当社取締役常務執行役員営業グループ統括
2018年10月	当社常勤監査役 (現任)

監査役候補者とした理由

高井尚一郎氏は、主として営業、営業企画等の業務に従事し、取締役常務執行役員営業グループ統括等を歴任の後、現在は監査役として、その職責を果たしております。このように同氏は、豊富な経験と高い見識を当社における監査に生かしていただくうえで、適任であると考えております。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該限定契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度としており、候補者の選任が承認された場合、候補者との間の責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、当社監査役を含む被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不法行為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。候補者の選任が承認された場合、候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)更新の件

当社は、2007年10月13日開催の第69期定時株主総会における承認に基づき、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入しました。その後、3回の更新を経た後、2019年10月12日開催の第81期定時株主総会において更新され現在に至っておりますが、本総会の終結の時をもって、現行プランの有効期間が満了いたします。

当社取締役会は、現行プランの有効期間満了に先立ち、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという観点から、現行プランの更新の是非を含めその在り方について検討してまいりました。その結果、2022年9月8日開催の当社取締役会において、下記Ⅰ.の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、下記Ⅲ.のとおり当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）を更新することを決定いたしました。

1. 本プランを必要とする理由

(1) 本プランは、当社経営陣から独立した委員会が本プランの発動や不発動の実質的な判断を行います。本プランの独立委員会は、更新前との比較では独立社外取締役である委員1名を増員し、独立社外取締役3名と有識者2名で構成されます。

本プランは、大規模な買付者が本プランで定める手続きを経ている場合でも、独立委員会が発動、不発動のみならず、株主総会決議を経ることが相当との判断をすれば、当社取締役会は株主総会の決定に従う内容です。手続の過程では、株主の皆様への情報開示により透明性を確保します。

このような点から、本プランは、当社経営陣の恣意性が排除される仕組みを有するものと判断します。

(2) 本プランは「株主の皆様適切な判断をされるために、十分な情報と時間、あるいは買付者との交渉機会の提供などを確保する体制を整えておくこと」を定める内容です。

当社は、企業価値の向上、株主の皆様共同の利益の向上へ引き続き努力してまいりますが、当社の事業基盤の特徴、企業規模等から見て、当社株式の大量取得行為がなされる可能性は必ずしも否定できるものではありません。特に、買付者が当社の歴史的に構築した独自の事業やリソースを理解することなく、当社株式の大量取得を行う場合には、中長期の経営戦略に重大な影響を与えることも想定されます。

このような万が一の場合でも、本プランの整備により、買付者の提案内容を十分検討する時間を確保できることから、本プランは株主の皆様においても有効であると考えます。

- (3) 金融商品取引法における公開買付制度のルールでは、不適切な買付行為であるか否かを株主の皆様
に判断いただくために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために交渉を行うには十分とはいえ
ないものと認識します。

2. 本プランの有効期間

本プランの承認決議を得た定時株主総会終結後3年後の定時株主総会終結の時までとします。ただし、
有効期間の満了前であっても、取締役会により本プランを廃止する決議が行われた場合には、その時点で
廃止されます。

つきましては、当社定款第11条の規定に基づき、本プランに従って新株予約権の無償割当てに関する事
項を決定する権限を当社取締役会に委任することにつき、株主の皆様のご承認をお願い申し上げますので
あります。

本プランへの更新に際しては、①本プランの対象となる「買付等」の定義、②本プランの発動に際して
株主意思を確認する場合、及び③本プランの発動に際して割り当てる新株予約権の内容等に関し、適宜見
直しを行っております。

なお、本プランを決定した取締役会には、当社監査役5名（うち3名は社外監査役）の全員が出席し、
本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、賛同する旨の意見を述べております。

記

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。従って、当社の財務及び
事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終
的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えます。

当社は、企業価値や株主共同の利益を確保・向上させていくためには、人的資産を中長期的視点で育
成し、常に新しい技術・デザインを吸収し、事業パートナーとの信頼関係や、優良な顧客基盤を維持・
拡大することが不可欠と考えております。

しかし、株式の大量取得行為の中には、①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値ひいて
は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、②株主に株式の売却を事実上強要
するおそれのあるもの、③対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会
社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひ
いては株主共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在します。当社は、このような不
適切な株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当では
なく、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業
価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

II. 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する取組み

1. 当社の企業価値の源泉について

当社グループは、第15次中期経営計画（2019年7月期～2021年7月期）において、伸張需要に注力し経営目標を達成してまいりました。最終年度では、グループをあげてGIGAスクール構想に対応し、売上高2,910億円、営業利益103億円と最高益を更新しております。また第16次中期経営計画（2022年7月期～2024年7月期）の初年度となる2022年7月期において、売上高2,218億円、営業利益78億円を達成し、GIGAスクール終了後の中で当初計画を大きく上回りました。このように特需を除くベースラインは着実に上昇しております。

今後の持続的成長に向けては、以下のような企業価値の源泉を維持することが必要と考えます。

(1) 歴史で継承された企業文化

当社グループは、明治43年（1910年）に中国・大連で創業し、112周年を迎えました。南満州鉄道株式会社（満鉄）の路線拡張を支える測量・製図器械の専門業を祖業とし、満鉄が事業を発展すると欧米の先進的な事務機械を輸入して事業を挙げました。また明治大正期の国内企業で産業の高度化が急務となると、当社は設計・建築業に向けて「ヘンミ式計算尺」や「ケント製図器械」など、欧米技術を取り入れた最先端の製品をいち早く国内市場に普及しました。戦後の復興期では、教育の再興のために科学教材販売に進出し、産業の近代化に向けて超小型電子計算機「USAC（ユーザック）」の事業化に挑戦しました。

このように当社グループは、企業、官公庁、教育機関のお客様の課題が変化することに対応して、お客様とともにその解決策を考え、自社の事業を革新させてきた歴史をもちます。その歴史の中で、常にお客様との関係を大切にし、市場を切り拓く開拓精神を継承してまいりました。100年以上にわたって醸成されたこのような企業文化は、当社グループの持続的成長を支える礎となっています。

(2) 経営方針を実現する「人財」

経営方針を推進する最大資源は人（社員）であります。当社は一貫して、企業力の源泉は人（社員）と認識し、「人財」を育成しお客様の創造に取り組んでまいりました。中長期の経営方針では、ICT関連ビジネスにおけるシステムエンジニアや環境構築関連ビジネスにおける技術者のほか、民間市場、公共市場のそれぞれの顧客を理解する営業やスタッフなど、「人財」のもつ経験やノウハウ、知識・技能が経営方針の推進を支えています。当社の基本理念である「お客様の成長支援」は、こうした「人財」を核としており、中長期的な経営視点に立って、お客様とともに成長することで、初めて成り立つものと考えます。

(3) 有形・無形の経営資源を活用できる経営マネジメント

わが国では、2025年以降に加速する少子化によって、社会全体で生産性向上のためのスマート化が必須となります。当社グループの主要顧客である企業・自治体・教育機関等では、デジタル化の推進とともに、働き方と学び方の変革と、それを支えるICTと環境の構築が進むものと想定します。当社グループはこのような大きな社会課題の解決に取り組むことを成長の機会と捉えまして、第16次中期経営計画を策定し、グループ全体で中核事業の再構築に取り組み、リソースの再編を進めてまいります。

この第16次中期経営計画の策定においては、製品とスキルの軸をICT関連ビジネスと環境構築関連ビジネスに、市場の軸を民間市場と公共市場に分けて、4つのマトリクスに事業を再分類し、俯瞰的な視点から事業ポートフォリオを見直しています。当社グループの事業構造をその見方でみれば、売上構成比率で60%を超えるICT関連ビジネスがこれからの成長を支える基盤となり、その上でICT関連ビジネスと環境構築関

連ビジネスとの組み合わせという他社に例のない独自の事業構造が強みを支えます。このような成長性と独自性を見出して発展させるには、当社グループのもつ特徴を正確に理解したマネジメントが重要です。

また、当社グループは、長年にわたり、各事業ユニットにある営業や技術者の組織が全国規模でお客様と直接的な接点をもつことから、市場に近い立場でお客様の課題を正確に理解し、幅広い解決策をご提案しています。この顧客接点から習得された経験・知識・情報が当社の事業リソースとなります。その上で、さまざまなリソースを蓄積する事業ユニットを有機的に結合することで、中核事業の再編につながり、さらに新たなビジネス機会を創出できると考えます。

当社グループが、社会構造変化に対応して中核事業を再編するには、長年にわたって培ってきた有形・無形の経営資源を活用できるマネジメントが重要となります。

2. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、経営環境の変化に対応した迅速な意思決定と、責任の明確化及び事業の透明性の向上を目指し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。具体的には、執行役員制度を導入し、経営管理機能と業務執行機能の分離を進めているほか、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の確立と取締役の経営責任を明確にするために取締役の任期を1年としております。取締役の選解任・指名にあたっては、独立社外取締役が過半数を構成する指名委員会で協議・検討され、また、社外取締役は、取締役会における意思決定及び監督の両面において客観的な立場から様々な助言や提言を行っております。

併せて、親子上場による潜在的な利益相反の解消及び事業リソースの集中による迅速な経営判断の実現を目的として、ウチダエスコ株式会社（東証スタンダード市場上場）を株式公開買付けにより完全子会社化いたしました。

以上のような企業価値の源泉がしっかりと維持されることによって、経営基盤の安定をもたらし、長期的かつ総合的な株主価値の向上、健全なる持続的成長を実現するものと考えます。引き続き企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を図ってまいります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

本プランは、上記Ⅰ. に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって更新されるものです。

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様が代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが引き続き必要不可欠であると判断しました。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 目的

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との協議・交渉等の機会を確保すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

(b) 手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し事前の情報提供を求める等、上記(a)の目的を実現するために必要な手続を定めております（詳細については下記(2)「本プランに係る手続」をご参照下さい。）。

(c) 新株予約権の無償割当ての実施

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。）には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権の無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大3分の1まで希釈化される可能性があります。

(d) 独立委員会の利用等

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外者等から構成される独立委員会（その詳細については下記(5)「独立委員会の設置」をご参照下さい。）の客観的な判断を経ることとしております。また、これに加えて、本新株予約権の無償割当ての実施に際して独立委員会が株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することを勧告した場合には、当社取締役会がかかる株主総会を招集するものとされております。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしております。

(2) 本プランに係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下①から③のいずれかに該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。買付者等には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

- ① 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付

- ② 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵を行う者の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- ③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、(i) 当社の株券等の取得をしようとする者またはその共同保有者⁸もしくは特別関係者（以下、本③において「株券等取得者等」といいます。）が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該株券等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁹を樹立するあらゆる行為¹⁰であって、(ii) 当社が発行者である株券等につき当該株券等取得者等と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような行為

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

² 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

⁸ 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

⁹ 「当該株券等取得者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判断は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該株券等取得者等及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

¹⁰ 本③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします。なお、当社取締役会は、本③所定の要件に該当するか否かの判断に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により提出していただきます。なお、当社は、必要に応じて、買付者等に対し買付説明書その他の情報の提供に期限を設定することがあります。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて本

必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及びそのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意、及び買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑥ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑦ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する処遇・対応方針
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑩ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加的に提出を求められた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討（必要に応じ、外部専門家による検討を含みます。）等に必要な時間を考慮して適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保

する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。)、その根拠資料、代替案(もしあれば)その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提供するように要求することがあります。

② 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等及び(当社取締役会に対して上記①のとおり情報・資料等の提供を要求した場合には)当社取締役会から買付等の内容の検討等を開始するために十分な情報・資料等(追加的に提供を要求したものも含みます。)の提供がなされたと独立委員会が認めた場合、独立委員会は、原則として最長60日間の検討期間(但し、下記(d)③に記載する場合等には、独立委員会は当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとします。)(以下「独立委員会検討期間」といいます。)を設定し、その旨買付者等及び当社取締役会に通知します。独立委員会は、独立委員会検討期間において買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役会等を通して間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は当社取締役会等を通して間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

③ 株主に対する情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、当社取締役会が独立委員会に代替案を提示した事実及び本必要情報の概要その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で株主の皆様に対する情報開示を行います。

(d) 独立委員会における判断

独立委員会は、買付者等が現れた場合には、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①ないし③に従った勧告等を行った場合その他独立委員会が適切と判断する場合には、当社は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項(独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間及び延長の理由の概要を含みます。)について、速やかに情報開示を行います。

① 本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株

予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。）の前日までの間は、（無償割当ての効力発生前においては）本新株予約権の無償割当てを中止し、又は（無償割当ての効力発生後においては）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)

「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と判断する場合でも、本新株予約権の無償割当ての実施について事前又は事後に株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告するものとします。

② 本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当ではないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施することの新たな勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の終了時までには、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告（株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議の勧告を含みます。）を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で（但し、30日間を超えないものとします。）、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告（株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議の勧告を含みます。）を行う

よう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議、株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会から、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告された場合又は当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを実施すべきであると判断した場合であって取締役の善管注意義務に照らし株主の皆様意思を確認することが適切と判断する場合には、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議するものとします。当社取締役会は、当該株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施する決議（当社定款第11条第1項に基づく決議となります。）がなされた場合には、当該株主総会における決定に従い、本新株予約権の無償割当てに必要な手続を遂行します（株主総会において本新株予約権の無償割当て事項の決定を取締役に委任する旨の決議がなされた場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する取締役会決議を行うものとします。）。一方、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うものとします。

買付者等は、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議を行うまでの間、又は上記の株主総会が開催される場合には当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が可決もしくは否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

当社取締役会は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行った場合、当社取締役会が上記の株主総会を招集する旨の決議を行った場合、又は本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主総会の決議が行われた場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランに係る手続」(e)に記載される当社取締役会又は株主総会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランに係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

記

- (a) 上記(2)「本プランに係る手続」(b)に定める情報提供及び独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- (b) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ① 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
 - ⑤ 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる目的で買収を行うような行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (d) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (e) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先等との関係、又は当社の社会的信用もしくはブランド価値を損なうことなどにより、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合
- (4) 本新株予約権の無償割当ての概要
本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです（本新株予約権の詳細については、別紙1「新株予約権無償割当ての要項」をご参照下さい。）。
- (a) 本新株予約権の数
本新株予約権の無償割当ての取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）の2倍に相当する数を上限として、本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。
- (b) 割当対象株主
割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権2個を上限として本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。
- (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。
- (d) 本新株予約権の目的である株式の数
本新株予約権1個当たりの目的である当社株式¹¹（「社債、株式等の振替に関する法律」の規定

の適用がある同法第128条第1項に定める振替株式となります。)の数(以下「対象株式数」といいます。)は、別途調整がない限り1株とします。

- ¹¹ 将来、当社が種類株式発行会社(会社法第2条第13号)となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する当社株式は、いずれも当社が本総会開催時において、現に発行している株式(普通株式)と同一の種類の株式を指すものとします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間(終値のない日を除きます。)の東京証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値(気配表示を含みます。)の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)②の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(I)特定大量保有者¹²、(II)特定大量保有者の共同保有者、(III)特定大量買付者¹³、(IV)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(V)上記(I)ないし(IV)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(VI)上記(I)ないし(V)に該当する者の関連者¹⁴(以下、(I)ないし(VI)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の保有する本新株予約権も、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。詳細については別紙1「新株予約権無償割当ての要項」をご参照下さい。)

- ¹² 「特定大量保有者」とは、原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

- 13 「特定大量買付者」とは、原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注13において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注13において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。
- 14 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができます。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。
- なお、上記に用いられる用語の定義及び詳細については、別紙1「新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。
- ③ 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者が有する本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使が原則として認められないとされているもの¹⁵を対価として交付することができます。また、当該新株予約権には、一定の場合に合理的な対価を交付することにより当社が取得することができること等の取得条項が規定される場合があります。当該新株予約権の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において定めるものとします。

- 15 但し、一定の場合には、非適格者による当該新株予約権の行使が認められる旨の条件を付すことがあります。例えば、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止若しくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する当該新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとし、）として当社取締役会が認めた割合が20%を下回っている場合は、買付者等その他の非適格者は、その保有する当該新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内に限り行使することができることが定められることなどがあります。

(5) 独立委員会の設置

当社は、本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての実施・不実施等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。本プランへの更新が本総会で承認された場合、更新後の独立委員会の委員は、当社経営陣からの独立性の高い当社社外取締役3名（いずれも東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。）及び社外の有識者2名で構成される予定です（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙2「独立委員会規則の概要」のとおりであり、本プランへの更新後に就任が予定されている独立委員会の委員の略歴は別紙3「独立委員会の委員の氏名及び略歴」のとおりです。）。

実際に買付等がなされる場合には、上記(2)「本プランに係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

(6) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本総会の決議による、本プランにおける本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、本総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本総会決議による委任の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、金融商品取引所の規則等の新設又は改廃が行われかかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び（修正又は変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

本プランの内容は上記Ⅲ. のとおりですが、株主及び投資家の皆様への影響並びに上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及び理由は、それぞれ以下のとおりです。株主の皆様におかれましては、これらの点もご考慮の上、本議案につきご承認をいただければと存じます。

1. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランへの更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランへの更新時点においては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を当社取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権の無償割当てを実施する決議を行った場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権2個を上限として本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、本新株予約権の権利行使期間内に、金銭の払込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続」(b)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式全体の価値が希釈化されることとなります。但し、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続」(c)に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び所定の行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、この場合、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

なお、一旦本新株予約権の無償割当てを実施する決議がなされた場合であっても、当社は、上記Ⅲ. 2.(2)「本プランに係る手続」(d)①に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを中止し、また、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間においては、本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の影響を受ける可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

(a) 本新株予約権の割当ての手続

当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使

する日、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。) その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれては、本新株予約権の権利行使期間内でかつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、当該行使請求書及びこれらの必要書類を当社が定めるところに従ってご提出いただいた上、本新株予約権の行使請求受付場所に当該行使請求書及びこれらの必要書類が到達し、かつ、本新株予約権1個あたり、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を当該行使請求受付場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を取得します。

このうち、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付する場合には、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することとなります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

2. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(1) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み(上記Ⅱ. の取組み)について

上記Ⅱ. に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(上記Ⅲ. の取組み)について

(a) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株

- 主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。
- (b) 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足し、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されております。

② 株主意思を重視するものであること（株主総会議とサンセット条項）

本プランは、本総会において本プランに係る委任決議がなされることにより更新されます。

また、上記Ⅲ. 2.(6)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの存続の適否は、当社株主の皆様ご意思に基づくこととなっております。

③ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランへの更新にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断は、引続き独立委員会により行われることといたしました。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、上記Ⅲ. 2.(2)「本プランに係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本新株予約権の無償割当ての実施を行うことがないよう厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

なお、本プランへの更新後、当初の独立委員会は、当社経営陣からの独立性の高い当社社外取締役3名（いずれも東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。）及び社外の有識者2名で構成される予定です（独立委員会の委員選任基準、決議要件及び決議事項等については別紙2

をご参照ください。また、本プランへの更新後に就任が予定されている独立委員会の委員は別紙3をご参照ください。)

④ 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ. 2.(2)(d)「独立委員会における判断」及びⅢ. 2.(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当ては実施されないものとしており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑤ 外部専門家の意見の取得

上記Ⅲ. 2.(2)(c)「買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討」にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしております。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

⑥ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ. 2.(6)の「本プランの有効期間、廃止及び変更」にて記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

新株予約権無償割当ての要項

I. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容及び数

株主に割り当てる新株予約権（以下、個別に又は総称して「新株予約権」という。）の内容は下記Ⅱ.に記載されるところに基づくものとし、新株予約権の数は、新株予約権の無償割当ての取締役会決議又は株主総会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）の2倍に相当する数を上限として、新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する株式1株につき新株予約権2個を上限として新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

Ⅱ. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の数

- 1) 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1株とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2) 調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。
- 3) 上記1)に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済株式総数（但し、当社の有する当社株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘案の上、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1) 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額（下記2)に定義される。）に対象株式数を乗じた価額とする。
- 2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、新

株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。なお、「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当て決議において別途定める日を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。但し、下記(7)項2)の規定に基づき当社が新株予約権を取得する場合、当該取得に係る新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

- 1) (i)特定大量保有者、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者、(iv)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v)上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(vi)上記(i)ないし(v)記載の者の関連者（以下、(i)ないし(vi)に該当する者を総称して「非適格者」という。）は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- ① 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとする。
- ② 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。
- ③ 「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

- ④ 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
- ⑤ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される。）をいう。
- 2) 上記1)にかかわらず、下記①ないし④の各号に記載される者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとする。
- ① 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）又は当社の関連会社（同規則第8条第5項に定義される。）
- ② 当社を支配する意図がなく上記1)(i)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記1)(i)の特定大量保有者に該当することになった後10日間（但し、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記1)(i)の特定大量保有者に該当しなくなった者
- ③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記1)(i)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）
- ④ その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（非適格者に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会は別途認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）
- 3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、(i)所定の手続の履行もしくは(ii)所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、又は(iii)その双方（以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができない。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行又は充足する義務は負わない。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

- 4) 上記3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i)自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家 (accredited investor) であることを表明、保証し、かつ(ii)その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社株式の転売は東京証券取引所における普通取引(但し、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。)によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行又は充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)及び(ii)を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めると当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができない。
- 5) 新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが非適格者に該当せず、かつ、非適格者に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、及び新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- 6) 新株予約権を有する者が本(4)の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額は、新株予約権無償割当て決議において別途定める額とする。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
- 1) 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
 - 2) 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(4)3)及び4)の規定により新株予約権を行使することができない者(非適格者を除く。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記1)の承認をするか否かを決定する。
 - ① 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部又は一部の譲渡による取得に関し、譲渡人及び譲受人が作成し署名又は記名捺印した差入書(下記②ないし④に関する表明・保証条項、補償条項及び違約金条項を含む。)が提出されているか否か
 - ② 譲渡人及び譲受人が非適格者に該当しないことが明らかか否か
 - ③ 譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けようとしている者ではないことが明らかか否か
 - ④ 譲受人が非適格者のために譲り受けようとしている者でないことが明らかか否か

(7) 当社による新株予約権の取得

- 1) 当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
- 2) 当社は、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができる。
- 3) 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者が有する本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使が原則として認められないとされているもの¹⁶を対価として交付することができる。また、当該新株予約権には、一定の場合に合理的な対価を交付することにより当社が取得することができること等の取得条項が規定される場合がある。当該新株予約権の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとする。

¹⁶ 但し、一定の場合には、非適格者による当該新株予約権の行使が認められる旨の条件を付すことがあるものとする。例えば、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止若しくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する当該新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとする。）として当社取締役会が認めた割合が20%を下回っている場合は、買付者等その他の非適格者は、その保有する当該新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内に限り行使することができることが定められることなどがあり得るものとする。

(8) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、及び株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件

新株予約権無償割当て決議において別途決定する。

(9) 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(10) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、2022年9月8日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以 上

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う（但し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が当社株主総会に付議された場合には、当該株主総会における決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施（株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を当社株主総会へ付議することを含む。）
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ④ 買付者等との交渉・協議
 - ⑤ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討・提示
 - ⑥ 独立委員会検討期間の延長の決定
 - ⑦ 本プランの修正又は変更に係る承認
 - ⑧ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑨ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

- ・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容及び提供された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提供するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提供を求められた情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提供するよう要求することができる。
- ・独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役会等を通して間接に、買付者等と協議・交渉を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主に対する提示等を行うものとする。
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

独立委員会の委員の氏名及び略歴

本プラン更新後の独立委員会の委員は、以下の5名を予定しております。

廣瀬 秀徳（ひろせ ひでのり）

【略歴】

1945年生
1968年 3月 株式会社西友 入社
1989年 5月 同社 取締役
1999年 5月 株式会社ファミリーマート 取締役
2003年 6月 寺田倉庫株式会社 代表取締役社長
2012年10月 当社 社外取締役（現任）

※ 廣瀬 秀徳氏は、当社社外取締役であります。

同氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。なお、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

竹股 邦治（たけまた くにはる）

【略歴】

1954年生
1978年 4月 電源開発株式会社 入社
2006年 6月 同社 執行役員事業企画部長
2007年 6月 同社 常務執行役員経営企画部長
2009年 6月 同社 取締役
2012年 6月 同社 取締役常務執行役員
2016年10月 当社 社外取締役（現任）
2017年 6月 イーレックス株式会社 社外取締役
2018年 6月 同社 常務取締役
2021年 6月 同社 相談役（現任）

※ 竹股 邦治氏は、当社社外取締役であります。

同氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。なお、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

今庄 啓二 (いまじょう けいじ)

【略歴】

1961年生
1985年 4月 鐘淵化学工業株式会社 (現 株式会社カネカ) 入社
2001年 1月 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 入社
2011年 6月 同社 代表取締役社長
2016年 1月 同社 代表取締役会長
2016年 6月 同社 取締役会長
2017年 7月 JOHNNAN株式会社 社外取締役 (現任)
2018年12月 大阪油化学工業株式会社 社外取締役 (現任)
2019年10月 当社 社外取締役 (現任)

※ 今庄 啓二氏は、当社社外取締役であります。

同氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。なお、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

平井 俊邦 (ひらい としくに)

【略歴】

1942年生
1965年 4月 株式会社三菱銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行
1992年 6月 同行 取締役
1996年 6月 株式会社東京三菱銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀行) 常勤監査役
1998年 6月 千代田化工建設株式会社 代表取締役専務
2001年 6月 株式会社インテック 副社長
2006年10月 株式会社インテックホールディングス 取締役副社長兼共同最高経営責任者
2007年 6月 グンゼ株式会社 監査役
2007年 7月 財団法人日本フィルハーモニー交響楽団 (現 公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団) 専務理事
2014年 7月 公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団 理事長 (現任)

※ 当社は、平井 俊邦氏が理事長を務める公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団に寄付を行っておりますが、その規模、性質等に照らして、独立委員としての独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

同氏と当社との間にはその他の取引関係及び特別の利害関係はありません。

中村 直人（なかむら なおと）

【略歴】

1960年生

1982年10月 司法試験合格

1983年 3月 一橋大学法学部 卒業

1985年 4月 司法研修所 卒業

第二東京弁護士会登録、森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所） 所属

1998年 4月 日比谷パーク法律事務所開設、パートナー

2003年 2月 中村直人法律事務所開設（現 中村・角田・松本法律事務所）（現任）

※ 中村 直人氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及び成果

当連結会計年度では、国内での新型コロナウイルス感染症の再拡大、上海でのロックダウンによる部材供給の停止や、ウクライナ紛争の勃発による世界的な資源高騰、円安による原材料価格の上昇などから、日本経済には大きな影響が懸念されたものの、日本企業の設備投資は本年に入って拡大が予想されており、個人消費の回復とともに国内経済は持ち直しの動きが顕著となりました。

内田洋行グループでは、2021年9月、第16次中期経営計画（2022年7月期～2024年7月期）を公表しました。2025年以降から加速する労働人口の急速な減少により、日本は社会全体のスマート化が生産性向上のために必須となります。デジタル庁の創設が契機となり、官公庁・自治体のDX（デジタルトランスフォーメーション）が動き出すとともに、民間企業のDX投資も加速し始めています。しかし真の意味でのDXの実現には、将来のデジタル社会の担い手の育成が重要であり、「人」と「データ」への投資の強化がより一層必要となります。

お客様のこの社会変化への対応をご支援することこそが、内田洋行のこれからの成長機会と考え、従来の延長の個々の事業枠から脱却し、グループ全体のリソースを生かした経営を目指すことを第16次中期経営計画の主要課題としております。

一方、第15次中期経営計画期間にあった、昨年の学校市場におけるGIGAスクール構想の超大型案件や一昨年のWindows10更新需要など、幾つかの特別な需要は終了しましたが、各事業分野で競争力は向上していることから特需を除いたベースラインは着実に上昇しており、今後の堅実な成長が可能であると考えます。

以上のような状況のもと、本年はGIGAスクール構想案件終了に伴う前年同期の超大型売上はなく、売上は大きく減少しますが、GIGAスクールの追加周辺需要が予想以上に伸長したことに加え、ICT支援員などの人材サービス事業などの新たな需要を獲得できたほか、今期は通常のICT環境整備需要の復活が大きく、公共分野は当初の想定を大きく超える実績となりました。また民間市場では、半導体不足に伴う情報機器の納期遅延やコロナ禍による地方経済の復活の遅れがある一方で、首都圏の大手民間企業を中心に企業の情報投資は活発であり、ソフトウェアライセンスの大型案件の受注が進みました。これらの結果、売上高は2,218億5千6百万円（前連結会計年度比23.8%減）となりました。

利益面でもGIGAスクール案件終了の影響が大きいものの、教育ICTにおいて当社の競争力が発揮しやすい複合化した案件が復活したほか、大手企業向けのネットワーク構築やクラウドサービスが拡大しており、営業利益は78億9千万円（前連結会計年度比23.9%減）となりました。また経常利益は78億4千3百万円（前連結会計年度比28.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は44億7千7百万円（前連結会計年度比27.3%減）となり、自己資本当期純利益率（ROE）は9.8%（前連結会計年度は14.7%）となりました。

なお、当第4四半期連結会計期間では、ソフトウェアライセンス販売の伸長に加えて、民間設備投資の回復によりオフィスリニューアル需要の急増等があったことから、2022年6月1日に公表した予想を大幅に上回り、通期においては売上と利益の両方でGIGA特需前の一昨年水準から大きく増加しました。

セグメント毎の業績は次のとおりであります。

公共関連事業分野

公共関連事業分野では、教育ICT環境を整備する通常案件が回復して想定以上に増加したほか、GIGAスクールの追加需要や、ICT支援員などの人材サービス事業、高等学校の1人1台タブレット端末整備などの周辺需要の獲得も順調に推移しました。またGIGAスクール後を見据えた文部科学省の大型実証案件の受託など、GIGAスクール構想に対応した取組みも進展しております。加えて自治体や大学分野も堅調に推移しました。しかしながら、前年度にあったGIGAスクール大型需要や、学校での新型コロナウイルス感染症対策に伴う特需の収束の影響は大きく、売上高は747億4千7百万円（前連結会計年度比52.3%減）となりました。

利益面では、教育ICT分野での当社の競争力が発揮される複合化した案件が大きく伸長して収益性が改善したことなどから、営業利益は42億8千4百万円（前連結会計年度比46.3%減）となり、当初の見込みを大幅に上回りました。

オフィス関連事業分野

オフィス関連事業分野では、コロナ禍後を見据えて、首都圏の企業でオフィスへの出社と在宅勤務とを併用するハイブリッド型の働き方が広がり、大型のリニューアル案件が増加しました。特に第4四半期に入ると需要は着実に回復しています。また、海外市場におけるクラフトマーカ―や印刷関連のデジタルフィニッシャー分野の販売の回復もあったことから、売上高は483億9千4百万円（前連結会計年度比4.4%増）となり、営業利益は4億8千9百万円（前連結会計年度は6億2千6百万円の営業損失）と大きく回復しました。

情報関連事業分野

情報関連事業分野では、大手企業向けのソフトウェアライセンスビジネスで海外法人などを加えた大型案件や追加売上の獲得が広がり、引き続き伸長しています。またオフィス構築案件とも繋がるリニューアルに伴うネットワーク関連ビジネスの増大に対して、社員の位置情報やオフィスの混雑状況を可視化するシステムの導入が拡大するなど、クラウドサービスの展開も好調に推移しました。これらの結果、売上高は976億8千7百万円（前連結会計年度比12.3%増）となりました。

利益面では、オミクロン変異株の拡大の影響で地方経済の停滞もつづいており、中堅中小企業の基幹業務システム商談は未だ回復途上にあり、営業利益は26億8百万円（前連結会計年度比0.0%増）となりました。

その他

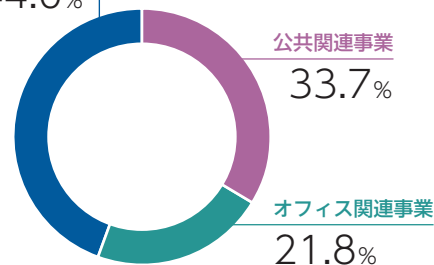
主な事業は教育研修事業であります。教育ICTビジネスによるGIGAスクール構想案件の導入後にICT支援員の派遣事業が大きく伸長したほか、民間企業向けには集合研修が増加し、DX研修なども堅調に推移したことから、売上高は10億2千7百万円（前連結会計年度比1.6%増）ですが、セグメント間の内部売上高も59億9千5百万円となり、営業利益は4億4百万円（前連結会計年度比25.9%増）となりました。

報告セグメント別売上高

分野	売上高	売上構成比	前連結会計年度比
■ 公共関連事業	74,747 百万円	33.7%	△52.3%
■ オフィス関連事業	48,394 百万円	21.8%	+4.4%
■ 情報関連事業	97,687 百万円	44.0%	+12.3%
■ その他	1,027 百万円	0.5%	+1.6%
合計	221,856 百万円	100%	△23.8%

情報関連事業

44.0%



2 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、5億6千7百万円であります。

3 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

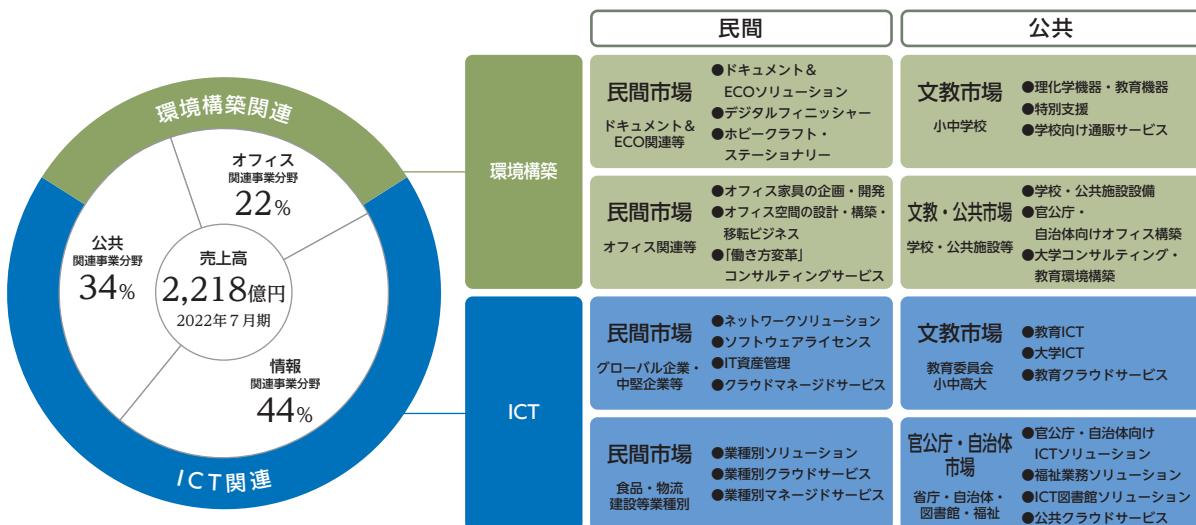
4 対処すべき課題

わが国では、少子化の進展に伴い、2025年以降から加速する労働人口の急速な減少によって、潜在成長率の更なる低下を呼び起こします。この状況を打開すべく官民とも方向転換に動き出し、成長戦略であるデジタル化への集中投資・実装と規制改革がいよいよ本格化します。成長率の低下を補うための生産性向上には、社会全体のスマート化が必須となるからです。この官民あげてのDX時代に対応するには、将来のデジタル社会の担い手の育成が重要であり、「人」と「データ」への投資の強化がより一層必要となります。

当社グループの主要顧客である企業・自治体・教育機関等では、DX時代に向けてデジタル化の推進とともに、働き方と学び方の変革と、それを支えるICTと環境の構築が進むものと想定します。当社グループはこのような大きな社会課題の解決に取り組むことを成長の機会と捉えて、2015年から取り組んできたICT活用をベースとした「働き方変革」「学び方変革」をさらに進めて、デジタル社会の実現、「人」と「データ」への投資の強化、新たな地方創生という大きな社会課題の解決に挑戦します。

そのため、当社グループは、売上構成で三分の二となるICT事業を基盤に環境構築関連ビジネスのリソースを組み合わせ、従来のセグメントの枠を超えて、新たな競争優位の確立と中核事業の再構築に取り組めます。具体的には、製品とスキルの軸からICT関連ビジネスと環境構築関連ビジネスに、市場の軸から民間市場と公共市場にわけて、4つのマトリクスを設定し、従来の3セグメントに内在する各事業をSBU（スモールビジネスユニット）として分類したうえで、当社グループのもつ事業ポートフォリオを俯瞰的な視点から見直し、リソースの再編をすすめてまいります。

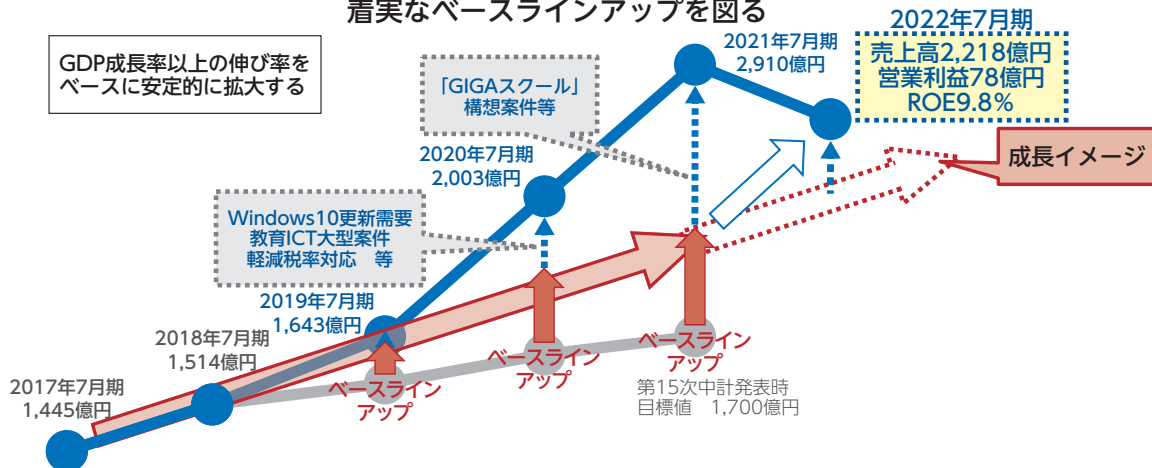
内田洋行グループ 事業構造



第16次中期経営計画の概要

	2018～2021	2021～2024	2025～
社会構造変化	女性/高齢者の労働参加つづく 少子化加速 2020TOKYOクラウドシフト 新学習指導要領 コロナ禍	ゆるやかな労働人口減少 デジタル化の加速 「人」への投資 モノからサービスに大きくシフト	生産年齢人口の加速度的な減少 社会構造変化に対応 スマート社会の実現 (SDGsの実現)
主要テーマ	第15次中期経営計画 収益性改善を優先	第16次中期経営計画 中核事業の再構築へ	
収益性向上	伸長需要への対応 ●Windows10 ●GIGA ●教育ICT拡大 スクール ●首都圏オフィス	コロナ後の景気回復と新需要への対応 ●アフター GIGAスクール ●広がる顧客基盤で接点を強化 ●公共・民間のDX需要 ●DX時代の働く場	「人」と「データ」の時代に対応
中核事業再構築	再構築の準備に着手 ・組織横断でスキルを集集 ・先行的な組織改編	新たな競争優位確立のための中核事業再構築 ●顧客資産を土台に需要開発 ●ダイナミズム 創出のための変革 ●ICT×環境で独自性発揮 ●マネジメント改革と見える化	機動的に変化対応する内田洋行グループへ 社会構造変化後もROE8%以上が達成できる経営基盤の確立

着実なベースラインアップを図る

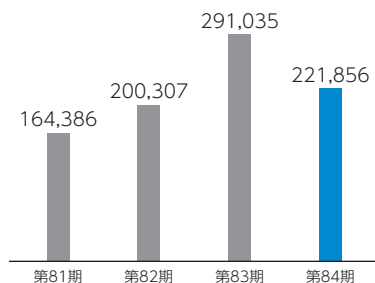


5 財産及び損益の状況

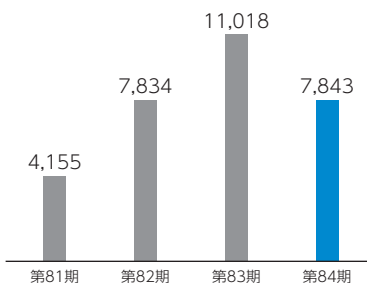
区 分	2019年度 第81期	2020年度 第82期	2021年度 第83期	2022年度 第84期 (当連結会計年度)
売上高	(百万円) 164,386	200,307	291,035	221,856
経常利益	(百万円) 4,155	7,834	11,018	7,843
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円) 2,415	3,490	6,160	4,477
1株当たり当期純利益	(円) 247.05	356.78	628.69	455.87
総資産	(百万円) 102,685	111,264	133,116	125,503
純資産	(百万円) 39,183	42,315	50,205	46,118

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第84期の期首から適用しており、第84期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

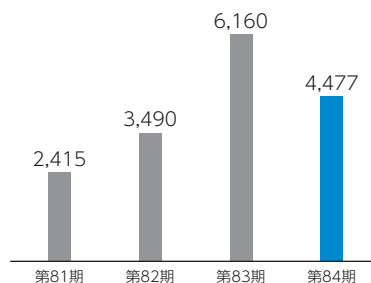
■ 売上高 (百万円)



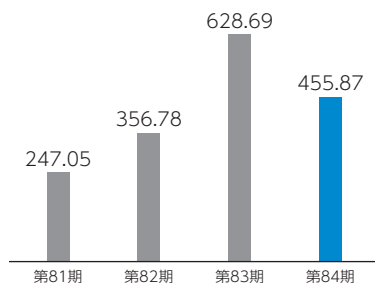
■ 経常利益 (百万円)



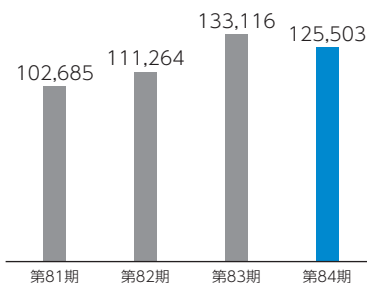
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



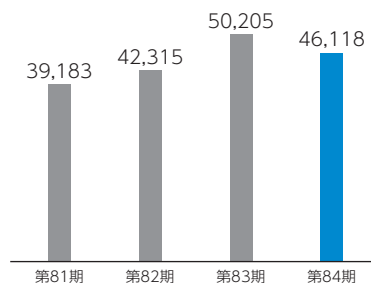
■ 1株当たり当期純利益 (円)



■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)



6 重要な子会社の状況 (2022年7月20日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ウチダエスコ株式会社	百万円 334	100.0%	情報機器ならびにネットワークの構築・保守及び販売
ウチダエムケーSDN.BHD. (マレーシア)	百万マレーシアリンギット 10	100.0% (100.0%)	オフィス家具の製造
ウチダ・オブ・アメリカCorp. (アメリカ)	百万USドル 0.3	100.0%	ホビークラフト用品その他機器の企画販売
株式会社ウチダシステムズ	百万円 100	100.0%	オフィス空間のデザイン・設計、オフィス家具の販売、ICTシステムの構築、学校市場への教育機器等の販売、福祉関連施設への家具等の販売
株式会社ウチダ人材開発センタ	百万円 200	100.0%	ヒューマンスキル教育、IT技術者教育、人材派遣事業
株式会社内田洋行ITソリューションズ	百万円 460	100.0% (10.3%)	情報処理システムの構築及びコンサルティング、ソフトウェアの開発・販売、情報処理機器の販売・保守
内田洋行グローバル株式会社	百万円 50	100.0%	オフィス機器・印刷用機械・ホビークラフト用品・教育用機器・情報処理機器の販売・輸出入
内田洋行グローバルリミテッド (香港)	百万円 130	100.0%	オフィス機器・印刷用機械・ホビークラフト用品・教育用機器・情報処理機器の販売・輸出入
株式会社内田洋行ビジネスエキスパート	百万円 16	100.0%	人事・総務・経理などに関する事務の受託、営業支援業務、ITサービス業務
株式会社サンテック	百万円 32	100.0%	オフィス家具・教育機器の開発・設計・製造
株式会社太陽技研	百万円 90	100.0% (100.0%)	事務用機器・印刷用機械等の製造
パワープレイス株式会社	百万円 50	100.0%	オフィス空間・ICT環境のデザイン・設計
株式会社ハンドレッドシステム	百万円 60	100.0% (100.0%)	ソフトウェアの開発・販売
株式会社マービー	百万円 90	100.0% (18.3%)	ホビークラフト用品及び設計製図用品の製造・販売
ウチダスペクトラム株式会社	百万円 100	96.9%	ソフトウェアライセンス及びIT資産管理サービスの提供・販売、IT基盤の設計・構築
株式会社ウチダテクノ	百万円 38	86.9%	内装工事に関する設計・施工、印刷用機械・器具の販売・保守、理化学サプライ品の販売
株式会社ウチダビジネスソリューションズ	百万円 25	52.0%	オフィス空間のデザイン・設計、オフィス家具の販売、ICTシステムの構築、学校市場への教育機器等の販売、福祉関連施設への家具等の販売

(注) 1.議決権比率の()内の数字は間接所有割合(内数)であります。

2.当社は、連結子会社であるウチダエスコ株式会社の株式を公開買付け等により取得し、完全子会社化いたしました。

7 主要な事業内容 (2022年7月20日現在)

事業区分	事業内容
公共関連事業	大学・小中高市場へのICTシステムの構築・機器販売、教育機器の製造・販売、教育施設への空間デザイン及び家具販売、官公庁自治体への基幹業務ならびにICTシステム構築及びオフィス関連家具の製造・販売・デザイン・施工
オフィス関連事業	オフィス関連家具の開発・製造・販売及び空間デザイン・設計・施工、事務用機械・ホビークラフト関連製品の製造・販売及びOA機器の販売
情報関連事業	企業向け基幹業務システムの設計・構築及びコンピュータソフトの開発・販売、ソフトウェアライセンス及びIT資産管理の提供・販売、情報機器・ネットワークの設計・構築・保守・販売
その他	教育研修事業、人材派遣事業、不動産賃貸事業、各種役務提供等

8 主要な営業所及び工場 (2022年7月20日現在)

当社本社・支店	本 社 東京都中央区新川二丁目4番7号 支 店 大阪支店（大阪市中央区）、北海道支店（札幌市中央区）、九州支店（福岡市中央区）
営業拠点	当 社 新川第2オフィス（東京都中央区）、東陽町オフィス（東京都江東区） 仙台、横浜、名古屋、京都、神戸、広島 子会社 ウチダエスコ(株)（東京都江東区） (株)ウチダシステムズ（東京都中央区） (株)ウチダ人材開発センタ（東京都墨田区） (株)内田洋行ITソリューションズ（東京都港区） (株)内田洋行ビジネスエキスパート（東京都江東区） 内田洋行グローバル(株)（東京都中央区） パワープレイス(株)（東京都中央区） (株)ハンドレッドシステム（東京都江東区） ウチダスペクトラム(株)（東京都中央区） (株)ウチダテクノ（東京都中央区） (株)ウチダビジネスソリューションズ（滋賀県大津市） ウチダ・オブ・アメリカCorp.（アメリカ） 内田洋行グローバルリミテッド（香港）
生産拠点	(株)サンテック（栃木県鹿沼市） (株)太陽技研（群馬県みどり市） (株)マービー（山形県米沢市、千葉県館山市） ウチダエムケーSDN.BHD.（マレーシア）
物流拠点	柏物流センター（千葉県柏市）、江戸崎物流センター（茨城県稲敷市）、 大阪物流センター（大阪府大東市）、犬山物流センター（愛知県犬山市）、 吉見物流センター（埼玉県比企郡）、釜山新港物流センター（大韓民国）

9 従業員の状況 (2022年7月20日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比
公共関連事業	1,056名	8名増
オフィス関連事業	1,021名	4名減
情報関連事業	947名	10名増
その他	128名	増減なし
全社(共通)	60名	5名減
合計	3,212名	9名増

(注) 従業員数には臨時従業員(期中平均雇用人員731名)は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
1,096名	5名増	41歳 8ヶ月	17年 11ヶ月

(注) 従業員数には臨時従業員(期中平均雇用人員219名)は含んでおりません。

10 主要な借入先 (2022年7月20日現在)

借入先	借入額
三井住友信託銀行株式会社	680百万円
株式会社りそな銀行	410百万円
株式会社三井住友銀行	350百万円
株式会社みずほ銀行	350百万円
株式会社三菱UFJ銀行	320百万円

11 その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、当社グループとして企業価値の向上を図るため、当社の連結子会社であるウチダエスコ株式会社の株式を金融商品取引法による公開買付け等により取得し、完全子会社化いたしました。

2 会社の株式に関する事項 (2022年7月20日現在)

- 1 発行可能株式総数 36,000,000株
- 2 発行済株式の総数 10,419,371株 (自己株式584,088株を含む)
- 3 株主数 4,057名
- 4 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,066,300株	10.84%
東京海上日動火災保険株式会社	436,185株	4.43%
JP MORGAN CHASE BANK 380072	422,000株	4.29%
三井住友信託銀行株式会社	414,300株	4.21%
第一生命保険株式会社	315,400株	3.21%
株式会社りそな銀行	277,200株	2.82%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	275,600株	2.80%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	274,800株	2.79%
内田洋行グループ従業員持株会	259,330株	2.64%
陽光持株会	201,760株	2.05%

(注) 当社は、自己株式584,088株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(参考) 所有者別持株比率の状況



5 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	当社普通株式 24,654株	5名

3 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等 (2022年7月20日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大久保 昇	
取締役	菊池 政男	地域施設統括 兼 教育施設事業部長 兼 広域地域事業部長
取締役	宮村 豊嗣	公共ICT統括 兼 教育ICT事業部長
取締役	林 敏寿	財務グループ統括 兼 グループ経営推進部長 内田洋行グローバルリミテッド代表取締役総経理 内田洋行グローバル株式会社代表取締役社長
取締役	白方 昭夫	ICTエンジニア統括 兼 システムズエンジニアリング事業部長 株式会社ハンドレッドシステム代表取締役社長
取締役	小柳 諭司	営業グループ統括
取締役	廣瀬 秀徳	
取締役	竹股 邦治	イーレックス株式会社相談役
取締役	今庄 啓二	JOHNAN株式会社社外取締役 大阪油化工業株式会社社外取締役
常勤監査役	高井 尚一郎	
常勤監査役	秋山 慎吾	
常勤監査役	田村 泰博	
常勤監査役	住友 西次	
監査役	山田 章雄	山田章雄公認会計士事務所 公認会計士 株式会社NITTAN社外監査役 ファイザーヘルスリサーチ振興財団監事 楽天インシュアランスホールディングス株式会社社外監査役 株式会社熊谷組社外監査役

- (注) 1. 廣瀬秀徳、竹股邦治及び今庄啓二の各氏は、社外取締役であります。
2. 田村泰博、住友西次及び山田章雄の各氏は、社外監査役であります。
3. 秋山慎吾氏は、当社の経理業務における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 田村泰博及び住友西次の両氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 山田章雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、廣瀬秀徳、竹股邦治、今庄啓二、田村泰博、住友西次及び山田章雄の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
7. 2021年10月16日開催の第83期定時株主総会において、白方昭夫氏は取締役選任に新たに選任され、就任いたしました。
8. 秋山慎吾氏は、2021年10月16日開催の第83期定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、取締役を退任いたしました。
9. 2021年10月16日開催の第83期定時株主総会において、秋山慎吾及び山田章雄の両氏は監査役に新たに選任され、就任いたしました。
10. 監査役山田章雄氏が社外監査役を務める日鍛バルブ株式会社は、2022年4月1日付で株式会社NITTANIに社名変更しております。
11. 監査役山田章雄氏は、2022年6月29日付で株式会社熊谷組の社外監査役に就任いたしました。
12. 当事業年度末日後の取締役の担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。
①取締役林敏寿氏は、2022年7月21日付で内田洋行グローバル株式会社代表取締役社長を退任いたしました。
②取締役白方昭夫氏は、2022年9月13日付で株式会社ハンドレッドシステム代表取締役社長を退任いたしました。

13.当社は、執行役員制度を導入しており、2022年7月21日現在の執行役員は次のとおりであります。

なお、※印は取締役との兼務を示しております。

※専務執行役員	菊池政男	地域施設統括 兼 教育施設事業部長 兼 広域地域事業部長
※専務執行役員	宮村豊嗣	公共ICT統括 兼 教育ICT事業部長
※常務執行役員	林敏寿	財務グループ統括 兼 グループ経営推進部長
※常務執行役員	白方昭夫	ICTエンジニア統括 兼 システムズエンジニアリング事業部長
※上席執行役員	小柳諭司	営業グループ統括
上席執行役員	三好昌己	ICTリサーチ&デベロップメントディビジョン事業部長
上席執行役員	土屋正弘	情報ソリューション事業部長
上席執行役員	高橋善浩	オフィスエンジニアリング事業部長
上席執行役員	岩瀬英人	教育機器事業部長 兼 内田洋行グローバル㈱代表取締役社長
執行役員	吉永裕司	高等教育事業部長
執行役員	高崎恵二	地域施設副統括 兼 オフィスマーケティング事業部長 兼 広域地域副事業部長
執行役員	坂口秀雄	九州地域事業部長
執行役員	佐藤将一郎	経営・人事・総務グループ統括 兼 経営企画部長 兼 広報部長
執行役員	木内麻文	ガバメント推進事業部長 兼 自治体ソリューション事業部長
執行役員	名畑成就	ドキュメント&ECOソリューション事業部長
執行役員	村田義篤	ネットワークビジネス推進事業部長
執行役員	伊藤博康	ICTリサーチ&デベロップメントディビジョン副事業部長 兼 教育総合研究所長
グループ執行役員	新家俊英	㈱内田洋行ITソリューションズ代表取締役社長
グループ執行役員	實本雅一	ウチダスペクトラム㈱代表取締役社長
グループ執行役員	岩田正晴	㈱ウチダシステムズ代表取締役社長
グループ執行役員	中村武史	生産統括 兼 ㈱サンテック代表取締役社長 兼 ㈱太陽技研代表取締役社長

2 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度としております。

3 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は当社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不法行為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。ただし、一定の免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象とはしないこととしているほか、被保険者による違法な利益供与又は犯罪行為等に起因する賠償責任については当該保険契約によっても填補の対象としないこととしております。

4 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る役員報酬等の総額等

区分	人数	総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬 (固定報酬)	業績連動報酬等 (賞与)	非金銭報酬等 (株式報酬)
取締役 (うち社外取締役)	10名 (3名)	359百万円 (22百万円)	186百万円 (22百万円)	44百万円 —	128百万円 —
監査役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	77百万円 (43百万円)	77百万円 (43百万円)	— —	— —

- (注) 1. 取締役の金額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 上記業績連動報酬等の額の算定に用いた業績指標（連結経常利益額）に関する実績は78億43百万円です。
 3. 期末日現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）、監査役は5名（うち社外監査役3名）であります。なお、上表の取締役人数には、2021年10月16日開催の第83期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
 4. 上記業績連動報酬等の額は、取締役6名に対し当事業年度に係る役員賞与として未払費用に計上した額等であり、

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2006年10月14日開催の第68期定時株主総会において年額5億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名であります。また、当該報酬額とは別枠で、2021年10月16日開催の第83期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等（株式報酬）として支給する金銭報酬債権の総額を、年額1億5,000万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）であります。

監査役の報酬額は、2015年10月10日開催の第77期定時株主総会において年額9,000万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ) 基本方針

当社の取締役の報酬は、独立役員で過半数を構成する報酬委員会により、水準では役位・役割に応じた同規模同業他社水準等を参考にし、その他報酬体系や評価の方針を含め検討し、取締役会に答申し決定しております。

取締役の報酬は、原則として基本報酬（固定報酬）、業績に連動する報酬（賞与）、株式報酬（非金銭報酬）で構成しております。ただし、社外取締役については、その役割から固定報酬である基本報酬のみとして、賞与及び株式報酬の支給はありません。

ロ) 基本報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針

基本報酬については、基本方針に則り、役位その他、個人の業績評価等を反映し、その額を決定しております。

ハ) 業績連動報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針

業績連動報酬は、基本報酬との合計額が取締役（社外取締役含む）に対する報酬限度額である年額5億円以内となる範囲で、事業全体の経営成績を測る指標として事業年度ごとの連結経常利益額を用いて算出した額に、役位、定性的な情報及び個人の業績評価等を反映し、決定しております。

二) 非金銭報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針

非金銭報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」という。）を割り当てております。

譲渡制限付株式報酬額の割当ては、役位別に設定した水準に基づき、前事業年度までの業績の推移ならびに過年度の業績連動報酬の支給実績割合等も参照し、その他定性的な情報及び個人の業績評価等を反映し、決定しております。

ホ) 個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額は、取締役会決議に基づき代表取締役大久保昇に委任し、上記の水準、報酬体系、評価の方針などに則り決定しております。委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ、各取締役の実績等について適正な評価を行うには、代表取締役が最も適していると判断したためです。なお、個人別の報酬額は、報酬委員会によりその内容を確認し決定方針に沿うものであることを取締役会に答申しており、取締役会もその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

監査役に関する方針は、監査役との協議により決定しております。監査役は、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、固定報酬（基本報酬）のみとしており、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、監査役との協議により個別の報酬額を決定しております。

5 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

		兼職の状況	兼職先との関係
取締役	竹 股 邦 治	イーレックス株式会社相談役	イーレックス株式会社と当社との間に特別の利害関係はありません。
取締役	今 庄 啓 二	JOHNAN株式会社社外取締役	JOHNAN株式会社と当社との間に特別の利害関係はありません。
		大阪油化工業株式会社社外取締役	大阪油化工業株式会社と当社との間に特別の利害関係はありません。
監査役	山 田 章 雄	山田章雄公認会計士事務所 公認会計士	山田章雄公認会計士事務所と当社との間に特別の利害関係はありません。
		株式会社NITTAN社外監査役	株式会社NITTANと当社との間に特別の利害関係はありません。
		ファイザーヘルスリサーチ振興財団監事	ファイザーヘルスリサーチ振興財団と当社との間に特別の利害関係はありません。
		楽天インシュアランスホールディングス株式会社社外監査役	楽天インシュアランスホールディングス株式会社と当社との間に特別の利害関係はありません。
		株式会社熊谷組社外監査役	株式会社熊谷組と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注) 1. 監査役山田章雄氏が社外監査役を務める日鍛バルブ株式会社は、2022年4月1日付で株式会社NITTANに社名変更しております。

2. 監査役山田章雄氏は、2022年6月29日付で株式会社熊谷組の社外監査役に就任いたしました。

② 当事業年度における主な活動状況

		活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	廣 瀬 秀 徳	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に出席し、必要な発言を行うとともに、他業界における経営管理経験から実践的な視点での的確な助言・提言を行い、併せて業務執行に対する監督を行っております。
取締役	竹 股 邦 治	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に出席し、必要な発言を行うとともに、他業界における経営管理経験から実践的な視点での的確な助言・提言を行い、併せて業務執行に対する監督を行っております。
取締役	今 庄 啓 二	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に出席し、必要な発言を行うとともに、他業界における経営管理経験から実践的な視点での的確な助言・提言を行い、併せて業務執行に対する監督を行っております。
監査役	田 村 泰 博	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に、また監査役会11回のうち11回に出席し、必要に応じ、その経歴を通じて培われた企業実務の知識や経験に基づき発言を行っております。
監査役	住 友 西 次	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に、また監査役会11回のうち11回に出席し、必要に応じ、その経歴を通じて培われた企業実務の知識や経験に基づき発言を行っております。
監査役	山 田 章 雄	当事業年度中、同氏の就任以後に開催された取締役会11回のうち11回に、また監査役会7回のうち7回に出席し、必要に応じ、その経歴を通じて培われた企業実務の知識や経験に基づき発言を行っております。

4 会計監査人の状況

1 名称

有限責任 あずさ監査法人

2 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	68百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	85百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的に区分もできませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、ウチダエムケーSDN.BHD.及び内田洋行グローバルリミテッドは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3 非監査業務の内容

当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「会計アドバイザー業務」に対して対価を支払っております。

4 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 会社の体制及び方針

1 業務の適正を確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループにおけるコンプライアンス体制の基礎として、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、体制の整備、運用、維持、見直しを行ってまいります。
- ② 「内田洋行グループ行動規範」を制定し、当社グループの役員・社員全員に対し、自らの行動が「法令を遵守し、社会倫理に則った行動」となっているかについての意識づけを徹底するとともに、必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定、研修を行うものいたします。
- ③ 内部監査部門として社長直轄の内部監査室を設置します。内部監査室は、監査役監査及び会計監査とも連携しながら当社グループにおけるコンプライアンス体制の整備状況ならびに運用状況についてモニタリングを行うことといたします。
- ④ 取締役は重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものいたします。
- ⑤ 法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実についての内部通報体制として、総務法務部及び人事部、顧問弁護士ならびに社外の窓口業務委託先を直接の情報受領者とする内部通報システム「内田洋行グループホットライン」を設置し、「内田洋行グループ内部通報規程」に基づき、その運用を行うことといたします。
- ⑥ 監査役は法令遵守体制及び内部通報システム「内田洋行グループホットライン」の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものいたします。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報につきましては、文書管理規程を設けその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理を行います。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものいたします。

当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループは、経済市況等の変動による市場リスク、法、条例等の改正による公的規制リスク、製品及びサービス等の欠陥による品質リスク、国内外の取引先、提携先等に関わるリレーションリスク、その他様々なリスクに対処するため、それぞれのリスクを把握・管理するための責任部署を設置するなどのリスク管理体制を整え、グループ全体でのリスクの把握、管理に努めます。
- ② 自然災害や製品事故等当社グループの事業に多大な影響を及ぼす事象の発生が認められれば、直ちに社長をリーダーとする「災害対策本部」や「製品事故緊急対策本部」を設置し、社内各部署及び外部アドバイザーチームを組織し、迅速な初期対応を行うことにより、損害の拡大を防止し、これを最小に止める体制を整えます。

当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループでは、取締役会を月1回等定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものいたします。
- ② 当社グループ各社における取締役会の決定に基づく業務執行につきましては、職務分掌規程、責任権限規程（権限基準表）等において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることといたします。
- ③ 当社は、3事業年度を期間とする中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標を定めます。
- ④ グループ情報システム基盤を構築し、業務の標準化と情報の共有及び業務の効率化を推進いたします。
- ⑤ 当社グループ各社の間接業務を集中して行う体制を整え、業務の効率化と品質向上及びコスト削減を図ることといたします。

当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループ運営規程を定め、当社子会社に対し、財務状況その他の重要事項について当社への定期的な報告を義務付けます。

その他の当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社子会社各社に取締役を派遣し、取締役会を通して当該子会社の経営に対する管理・指導を行います。
- ② 当社管理・企画部門はそれぞれの該当職務から、当社子会社への管理・指導を行うことにより業務の適正を確保いたします。
- ③ 当社グループのモニタリングは内部監査室が担当いたします。
- ④ 当社監査役又は使用人が当社子会社の監査役に就任し、業務執行状況を監査いたします。
- ⑤ 当社子会社における経営上の重要事項については、グループ運営規程に従い、当社の事前承認事項といたします。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、その職務を補助すべき使用人として専任者を置き、監査役の指揮命令に従うことといたします。

監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人は、その職務に関して、取締役及び使用人の指揮命令を受けません。また、当該補助使用人の人事異動・人事評価等につきましては、監査役の同意を得て決定することといたします。
- ② 監査役がその職務を補助すべき使用人は、監査役からの指示に基づく監査業務を遂行するために必要な調査権限や情報収集の権限を有するものとし、各執行部門はこれに協力しなければならないことといたします。

取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものいたします。前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役会及び使用人に対して報告を求めることができることといたします。

当社子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ① 業務執行に関する事項については、当社子会社の執行部門や当社から派遣した取締役等を通じて監査役に報告するものいたします。
- ② 当社子会社の役員・社員は、重大な法令違反行為、不正の事実等当社又は当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合は、速やかに監査役又は監査役会に報告するものいたします。
- ③ 監査役は、当社子会社の役員・社員に対し、必要に応じて報告を求めることができ、報告を求められた役員・社員は、速やかに適切な報告を行うものいたします。
- ④ 内部通報システム「内田洋行グループホットライン」の運用状況は、定期的に監査役に対して報告するものいたします。
- ⑤ 当社子会社に対する内部監査の結果は、内部監査室から監査役に対して報告するものいたします。

監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った当社グループの役員・社員に対し、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員・社員に周知徹底いたします。

監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当社は、監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、監査役の見解を聞いたうえで、毎年一定額の予算を設けることといたします。
- ② 監査役から外部の専門家（弁護士、公認会計士等）を利用した場合の費用など、緊急の監査費用について前払や償還を求められた場合は、当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、その費用を負担するものいたします。

その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査の実施に当たり、監査役が必要と認める場合においては、顧問弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を行うことができます。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然とした姿勢で対応いたします。また、この基本方針を「内田洋行グループ行動規範」に明記し、組織全体として対応することといたします。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

コンプライアンスに対する取組みの状況

社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を2回開催し、内部通報内容をはじめとする重点確認事項に関し、主管部署から報告を受けました。

当社グループの役員・社員に向けて、コンプライアンスの重要性に関するメッセージを発信するとともに、当社グループの役員・社員全員を対象としたコンプライアンス研修、その他テーマ毎の研修やモニタリングを実施するなど、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。

当社は、当社グループにおいて、改正公益通報者保護法の施行に合わせ「内田洋行グループ内部通報規程」の改訂及び体制の再整備を行い、当該規程に基づき「内田洋行グループホットライン」を運用しており、問題の早期発見と改善措置に効果を上げております。

また、内部監査につきましては、内部監査基本計画に基づいて実施しております。

職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役9名で構成され、社外監査役3名を含む監査役5名も出席しております。取締役会は15回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

当社は、経営と業務執行に関する機能と責任を明確化するため執行役員をおき、意思決定の迅速化・効率化を図っております。

当社グループ各社の間接業務を集中して行う子会社をおき、業務の効率化の体制を整えております。

損失の危険の管理に対する取組みの状況

当社グループの主要な損失の危険について、取締役会及びコンプライアンス委員会等を通じて各責任担当部署から定期的に報告を受けるとともに、品質、環境、情報セキュリティに関しましては、マネジメントレビュー会議において、リスクの管理状況の確認を行いました。

当社は、自然災害等により生じる損害の拡大を最小に止めるために、事業継続マニュアルを整備しており、当社の役員・社員に「初動対応ポケットマニュアル」を配布し、併せて災害対策本部事務局の機能強化に着手いたしました。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努め、適宜、必要な措置を講じております。

当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組みの状況

当社子会社の経営管理につきましては、当社のグループ経営推進部にて子会社の経営管理体制を整備、統括するとともに、グループ運営規程に従い、子会社から当社の主管部門に、事前に承認申請又は報告を行っております。また、内部監査部門は、子会社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応したモニタリングを実施しております。

監査役監査の実効性の確保に対する取組みの状況

監査役会は、社外監査役3名を含む監査役5名で構成されています。監査役会は11回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。

また、監査役はコンプライアンス委員会に出席するほか、稟議書等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

反社会的勢力排除に対する取組みの状況

新規取引先との契約締結に際しては、反社会的勢力排除条項の契約書への記載を必須としているほか、警察等の外部専門機関や関連団体との情報交換を継続的に実施しました。

3 会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、2007年9月3日開催の取締役会において、以下のとおり「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、基本方針といいます。）を決定いたしました。

当社は、当社の株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。従って、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えます。

当社は、企業価値や株主共同の利益を確保・向上させていくためには、人的資産を中長期的視点で育成し、常に新しい技術・デザインを吸収し、事業パートナーとの信頼関係や、優良な顧客基盤を維持・拡大することが不可欠と考えております。

しかし、株式の大量取得行為のなかには、買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在します。当社は、このような不適切な株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 基本方針の実現に資する取組み

<企業価値向上のための取組み>

当社グループは、前中期経営計画に引き続き、第16次中期経営計画（2022年7月期～2024年7月期）を策定いたしました。当中期経営計画では、売上構成で三分の二となるICT事業を基盤に、ICTと環境構築の両方のリソースを駆使し、従来のマネジメントの脱却により、グループ全体で新たなダイナミズムを生み出すことで、2025年以降に予想される労働人口の急速な減少などの大きな社会構造変化に対応した、新たな競争優位の確立と中核事業の再構築に取り組んでまいります。

<コーポレート・ガバナンスについて>

当社は、コーポレート・ガバナンス強化のため、執行役員制度を導入し、経営管理機能と業務執行機能の分離を進めているほか、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の確立と取締役の経営責任を明確にするために取締役の任期を1年とする等の施策を実施しております。社外取締役は、取締役会における意思決定及び監督の両面において客観的な立場から様々な助言や提言を行っております。

また、コンプライアンスに関しては、毎年12月1日を「コンプライアンスデイ」と定め、コンプライアンスの意義について確認するとともに、「内田洋行グループ行動規範」を制定し、当社グループをあげて、その徹底に努めております。

以上の諸施策は、全てのステークホルダーとの良好で継続的な関係が維持できて初めて実現するものであります。中でも、企業経営の最大資源は人（社員）であり、当社は一貫して、企業力の源泉は人（社員）と認識し、「人財」を育成しお客様の創造に取り組んでまいりました。当社の基本理念である「お客様の成長支援」は、こうした「人財」を核とし、中長期的な経営視点に立って、お客様とともに成長することで、初めて成り立つものと考えております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが引き続き必要不可欠であると判断しました。

そのため、当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、2007年10月13日開催の第69期定時株主総会における承認に基づき、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入しました。その後、3回の更新を経て、2019年9月10日開催の取締役会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、本項目において、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）を更新することを決議し、同年10月12日開催の第81期定時株主総会において本プランの更新について承認を得ております。

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との協議・交渉等の機会を確保すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

本プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権の無償割当ての方法により割り当てます。本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大3分の1まで希釈化される可能性があります。本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外者等から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしております。また、これに加えて、本新株予約権の無償割当ての実施に際して独立委員会が株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することを勧告した場合には、当社取締役会にかかる株主総会を招集するものとされております。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしております。

(注) なお、本プランの有効期間は、2022年10月15日開催予定の第84期定時株主総会終結の時までとなっておりますので、2022年9月8日開催の取締役会において、同定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を更新することを決定いたしました。その内容につきましては、株主総会参考書類に記載のとおりであります。

④ 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであります。従って、本プランは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年7月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	95,091
現金及び預金	28,844
受取手形、売掛金及び契約資産	46,603
有価証券	1,500
商品及び製品	5,960
仕掛品	8,385
原材料及び貯蔵品	581
短期貸付金	450
その他	3,161
貸倒引当金	△395
固定資産	30,411
有形固定資産	10,641
建物及び構築物	3,082
機械装置及び運搬具	234
工具、器具及び備品	862
リース資産	108
土地	6,352
無形固定資産	3,065
ソフトウェア	2,997
その他	68
投資その他の資産	16,704
投資有価証券	11,120
長期貸付金	578
退職給付に係る資産	1,518
繰延税金資産	2,246
その他	1,424
貸倒引当金	△182
資産合計	125,503

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	68,078
支払手形及び買掛金	25,917
電子記録債務	9,945
短期借入金	2,130
未払費用	5,225
未払金	8,162
未払法人税等	952
未払消費税等	255
契約負債	10,855
製品保証引当金	549
賞与引当金	2,709
工事損失引当金	10
その他	1,364
固定負債	11,306
長期借入金	100
繰延税金負債	173
製品保証引当金	1,106
退職給付に係る負債	7,078
資産除去債務	234
その他	2,614
負債合計	79,384
(純資産の部)	
株主資本	42,584
資本金	5,000
利益剰余金	39,007
自己株式	△1,423
その他の包括利益累計額	3,134
その他有価証券評価差額金	3,859
為替換算調整勘定	277
退職給付に係る調整累計額	△1,002
非支配株主持分	399
純資産合計	46,118
負債純資産合計	125,503

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書 (2021年7月21日から2022年7月20日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		221,856
売上原価		179,207
売上総利益		42,648
販売費及び一般管理費		34,758
営業利益		7,890
営業外収益		
受取利息	25	
受取配当金	423	
持分法による投資利益	85	
不動産賃貸料	23	
その他	223	782
営業外費用		
支払利息	59	
為替差損	110	
不動産賃貸費用	10	
固定資産除却損	3	
貸倒引当金繰入額	116	
公開買付関連費用	445	
その他	83	828
経常利益		7,843
特別利益		
投資有価証券売却益	143	143
特別損失		
減損損失	20	20
税金等調整前当期純利益		7,965
法人税、住民税及び事業税	1,823	
法人税等調整額	1,284	3,108
当期純利益		4,857
非支配株主に帰属する当期純利益		380
親会社株主に帰属する当期純利益		4,477

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書 (2021年7月21日から2022年7月20日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	5,000	3,297	36,124	△1,482	42,938
会計方針の変更による累積的影響額			△2		△2
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	5,000	3,297	36,121	△1,482	42,936
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,373		△1,373
親会社株主に帰属する当期純利益			4,477		4,477
自己株式の処分		68		59	128
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△3,584			△3,584
その他資本剰余金の負の残高の振替		218	△218		—
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度中の変動額合計	—	△3,297	2,885	59	△351
当連結会計年度末残高	5,000	—	39,007	△1,423	42,584

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	3,201	△313	△544	2,343	4,923	50,205
会計方針の変更による累積的影響額					△3	△5
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	3,201	△313	△544	2,343	4,920	50,200
当連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,373
親会社株主に帰属する当期純利益						4,477
自己株式の処分						128
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△3,584
その他資本剰余金の負の残高の振替						—
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)	657	590	△457	791	△4,520	△3,729
当連結会計年度中の変動額合計	657	590	△457	791	△4,520	△4,081
当連結会計年度末残高	3,859	277	△1,002	3,134	399	46,118

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

計算書類

貸借対照表 (2022年7月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	52,987	流動負債	52,971
現金及び預金	12,206	電子記録債務	10,270
受取手形、売掛金及び契約資産	20,679	買掛金	17,604
有価証券	1,500	短期借入金	1,810
商品	4,150	関係会社短期借入金	8,785
仕掛品	7,959	未払金	436
前渡金	0	未払費用	2,655
前払費用	276	未払法人税等	180
関係会社短期貸付金	5,499	契約負債	8,997
未収入金	388	預り金	517
未取還付法人税等	211	製品保証引当金	549
未取還付消費税等	488	賞与引当金	1,153
その他	8	工事損失引当金	9
貸倒引当金	△382	その他	1
固定資産	38,945	固定負債	8,113
有形固定資産	8,044	製品保証引当金	1,106
建物	2,212	退職給付引当金	4,830
構築物	21	資産除去債務	65
車両運搬具	4	預り保証金	2,107
工具、器具及び備品	575	その他	4
土地	5,229	負債合計	61,085
その他	0	(純資産の部)	
無形固定資産	2,925	株主資本	27,060
ソフトウェア	2,911	資本金	5,000
その他	14	資本剰余金	3,772
投資その他の資産	27,975	資本準備金	3,629
投資有価証券	8,961	その他資本剰余金	143
関係会社株式	15,185	利益剰余金	19,702
関係会社長期貸付金	536	利益準備金	1,168
長期前払費用	93	その他利益剰余金	18,534
前払年金費用	2,235	不動産圧縮積立金	1,198
繰延税金資産	547	別途積立金	6,110
その他	557	繰越利益剰余金	11,226
貸倒引当金	△142	自己株式	△1,414
資産合計	91,933	評価・換算差額等	3,788
		その他有価証券評価差額金	3,788
		純資産合計	30,848
		負債純資産合計	91,933

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書 (2021年7月21日から2022年7月20日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		116,175
売上原価		92,484
売上総利益		23,691
販売費及び一般管理費		21,247
営業利益		2,443
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,299	
雑収入	502	2,802
営業外費用		
支払利息	67	
不動産賃貸費用	94	
貸倒引当金繰入額	84	
雑損失	108	355
経常利益		4,890
特別利益		
投資有価証券売却益	143	143
税引前当期純利益		5,033
法人税、住民税及び事業税	280	
法人税等調整額	775	1,055
当期純利益		3,978

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書 (2021年7月21日から2022年7月20日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					不動産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当事業年度期首残高	5,000	3,629	74	3,703	1,168	1,205	6,110	8,613	17,096
当事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△1,373	△1,373
当期純利益								3,978	3,978
不動産圧縮積立金の取崩						△7		7	-
自己株式の処分			68	68					
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)									
当事業年度中の変動額合計	-	-	68	68	-	△7	-	2,612	2,605
当事業年度末残高	5,000	3,629	143	3,772	1,168	1,198	6,110	11,226	19,702

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当事業年度期首残高	△1,474	24,325	3,114	3,114	27,440
当事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△1,373			△1,373
当期純利益		3,978			3,978
不動産圧縮積立金の取崩		-			-
自己株式の処分	59	128			128
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)			673	673	673
当事業年度中の変動額合計	59	2,734	673	673	3,407
当事業年度末残高	△1,414	27,060	3,788	3,788	30,848

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年9月6日

株式会社 内田洋行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 成島 徹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀧浦 晶平

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社内田洋行の2021年7月21日から2022年7月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社内田洋行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業の前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年9月6日

株式会社 内田洋行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 成島 徹
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 瀧浦 晶平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社内田洋行の2021年7月21日から2022年7月20日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年7月21日から2022年7月20日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、当該子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年9月7日

株式会社内田洋行 監査役会

常勤監査役 高井尚一郎 ㊟

常勤監査役 秋山慎吾 ㊟

常勤監査役
(社外監査役) 田村泰博 ㊟

常勤監査役
(社外監査役) 住友酉次 ㊟

監査役
(社外監査役) 山田章雄 ㊟

以上


メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 20 lines.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株式のご案内

事業年度	7月21日から翌年7月20日まで
定時株主総会	毎年10月開催
基準日	定時株主総会・期末配当金 毎年7月20日
単元株式数	100株
株主名簿管理人及び特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(郵便物送付先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	 0120-782-031
(インターネットホームページURL)	https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/

【株式に関する住所変更等のお届出及びご照会について】

証券会社に口座を開設されている株主様は、住所変更等のお届出及びご照会は、口座のある証券会社宛にお願いいたします。
証券会社に口座を開設されていない株主様は、上記の電話照会先にご連絡ください。

公告方法	電子公告により行います。 https://www.uchida.co.jp/company/ir/library/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
上場証券取引所	東京証券取引所

株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区日本橋
茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館 8階 801号室

交通のご案内

東京メトロ東西線「茅場町駅」

12番出口より徒歩約5分

東京メトロ日比谷線「茅場町駅」

1番・2番出口より徒歩約5分

東京メトロ日比谷線「八丁堀駅」

A5番出口より徒歩約5分

J R京葉線「八丁堀駅」

B1番出口より徒歩約8分

J R「東京駅」

八重洲口より徒歩約15分

当日ご出席の株主様へのお土産は取りやめとさせていただきますので、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。



※ 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

